

○高森町競争契約入札心得

平成9年6月2日

告示第12号

(趣旨)

第1条 高森町が発注する建設工事、調査、測量、設計等（以下「町工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、高森町財務規則（平成13年高森町規則第12号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加資格審査申請書)

第2条 指名競争入札に参加しようとする者は、指名競争参加資格審査申請書（国土交通省統一様式）に必要な書類を添えて、毎年3月31日までに町長に提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行の際、入札見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、封筒に必要事項を記入して出納員の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、出納員は、預り証を交付する。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引換えに領収証を交付する。

6 落札者が第14条第1項の期間内に契約書（建設工事にあつては様式第1号。調査、測量、設計等にあつては、別に定めた様式。以下同じ。）の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、町に帰属する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、公告、入札説明書、設計図書（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）及び高森町公共工事請負契約約款、高森町公共工事関係業務委託契約約款又はこれに類する契約書（以下「公告等」という。）並びに現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、公告等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、次の各号に定める方法により、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。この場合において、工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出する必要があるときは、入札書に添付するものとする。

(1) 電子入札システムにより実施する案件（以下、「電子入札案件」という。）にあつては、電子入札システムにより行う。

(2) 電子入札対象案件に紙入札による参加を認められた場合にあつては、入札書（様式第2号）により作成し、封筒に入れ、封かんし、表側に工事又は業務名及び入札書在中の旨を明記し、「親展」と記載するとともに、裏側の左下部に入札参加者名を記載のうえ、書留郵便あるいは持参により行う。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があつた後、2年間入札代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に町工事等を粗雑にした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

6 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。

7 入札者は、あらかじめ契約担当者から工事費内訳書の提示を求められた場合は、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提示しなければならない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、前項の規定により入札書提出前に入札を辞退するときは、電子入札対象案件にあつては電子入札システムにより、紙入札による参加を認められた場合にあつては入札辞退届(様式第3号。以下同じ。)を作成し、契約担当者に持参又は郵送により、公告又は通知書等に示した入札書提出期限までに提出するものとする。

3 指名を受けた者は、入札書提出後に入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、公告又は通知書等に示した開札予定日時までに入札を執行する者に提出して行う。

4 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 2以上の意思表示をした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 最低制限価格を設けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、その町工事等の再度の入札に参加することはできない。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札対象案件の入

札にあつては電子入札システムによる電子くじを実施して落札者を定め、電子入札対象案件以外の入札にあつては直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、それぞれ契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入通知書兼領収書の交付を受け、納入通知書兼領収書の写しに契約保証金納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。

- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。

- 5 第3条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替)

第13条 契約担当者において必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 契約書の案を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失

う。

- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申出)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、公告等及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

附 則

- 1 この心得は、公布の日から施行する。
- 2 この心得は、この心得の施行の日以後に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、この心得の施行の前に行われた公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月26日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行し、平成13年1月7日から適用する。

改正文 (平成20年10月30日告示第43号) 抄

平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月28日告示第60号)

この心得は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月1日告示第10号)

この心得は、公布の日から施行する。

公共工事請負契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 阿蘇郡高森町大字.....地内

4 工期 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

5 請負代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額.....円)

6 契約保証金円

7 解体工事に要する費用等「別紙のとおり」

上記の工事について、発注者阿蘇郡高森町と受注者.....は、各々の
対等な立場における合意に基づいて、高森町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によっ
て公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地
高森町
代表者 高森町長

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

入札（見積）書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

工事番号（委託番号） 第 号

工事名（委託名）

工事場所（委託場所） 阿蘇郡高森町大字 地内

高森町工事競争入札心得その他関係規定を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

高森町長 様

くじ番号

--	--	--

（備考）

- 1 入札金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の 分の100に相当する金額を記載すること。
- 3 くじ番号は、任意の3桁の数値を記載すること。

様式第3号（第5条関係）

入札（見積）辞退届

工事番号（委託番号） 第 号

工事名（委託名）

工事場所（委託場所） 阿蘇郡高森町大字 地内

上記について指名を受けましたが、都合により入札（見積）を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

高森町長 様